止水板の設置・購入費の助成金のご案内

近年多発する豪雨による浸水被害を防ぐため、止水板の設置や購入にかかる費用の一部を助成します。

1 止水板とは

建築物に雨水が浸入することを防止するために、出入口等に設置するもので、工事を要するもの又は置くだけの簡易型止水板が有ります。

止水板設置工事の例

簡易型止水板の例

2 助成対象者

◎ 助成の対象となる方

□豊島区内に住宅、マンション、店舗及び事務所等（仮設構造物は除く）を所有又は賃借している方
□豊島区内の建築物の管理組合

× 助成の対象とならない方

□止水板の設置について、他の助成金等の交付の対象となる方
□国、地方公共団体その他の公共的団体
□売買を目的として建築物を所有する方
□納付すべき住民税及び法人税を滞納している方
□豊島区暴力団排除条例（平成 23 年条例第 26 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団関係者

3 助成対象物

① 建築物等に止水板を設置する工事及びその関連工事
② 建築物等に設置する簡易型止水板の購入

ただし以下は対象外

① 建築物等の浸水を防ぐためのものとはみとめられないもの
② 止水板の修繕（部品の更新を含む）を行うもの
③ 国、東京都又は区から同種の補助金等の交付を受けるもの
④ 売買等を目的とした建築物等に止水版を設置するもの

⑤ 仮設の建築物に止水板を設置するもの
⑥ その他区長が不適当と認めるもの

4 助成金の内容

当該年度の予算の範囲内で

① 助成率　　止水板設置工事又は簡易型止水板の購入に要した費用の 1/2
② 助成限度額　一つの建築物について 100 万円限度(1,000 円未満は切り捨て)
③ 交付回数　一つの建築物につき 1 回を限度とする

5 助成金申請手続きの流れ

申請者　　**豊島区**

事　前　相　談

設置、購入予定について、事前にご相談ください。

↓

助成金の交付申請

工事は着手前、購入は購入前に、下記の書類を添えて、交付申請書を提出してください。

止水板設置工事	簡易型止水板購入
☐ 案内図、位置図及び写真 ☐ 計画図面及び仕様が明示されている図面等 ☐ 見積書等(内訳)の写し ☐ 公図及び建物の登記事項証明書 ☐ 次に定める書類の中で当てはまるもの ⇒☐(法人) 法人住民税納税証明書(写) ☐(個人) 住民税を納めたことがわかる証明(写) ☐(管理組合) 集会の決議したことの証明 ☐建築物所有者の止水板設置工事承諾書 ☐その他区長が必要と認める書類	☐ 案内図、位置図及び写真 ☐ 仕様が明示されている図面等(パンフレット) ☐ 見積書等(内訳)の写し ☐ 次に定める書類の中で当てはまるもの ⇒☐(法人) 法人住民税納税証明書(写) ☐(個人) 住民税を納めたことがわかる証明(写) ☐(管理組合) 集会の決議したことの証明 ☐ その他区長が必要と認める書類

↓

申　請　書　審　査

現地確認をし、書類に不備がないか審査をします。

↓

助成金の交付決定

申請内容を審査し、交付の可否を通知します。
申請に不備が無い場合で、交付申請から2週間程度かかります。

↓

止水板設置工事
簡易型止水板購入

必ず、交付決定後に止水板の工事(購入)を行って下さい。また、申請内容に変更がある場合は、工事(購入)前に下記まで連絡を下さい。

↓

完了届の提出

止水板の工事(購入)が終わりましたら、下記の書類を添えて完了届を提出して下さい。

期限：令和９年１月２０日（水）まで

- ☐ しゅん功図(平面図、立面図、設置図、構造図等)(工事の場合)
- ☐ 工事写真 または簡易型止水板の現場設置写真
- ☐ 助成対象経費の支出に係る領収書の写し
- ☐ 区長が必要と認める書類

現地確認

完了届をもとに現地にて設置を確認します。

交付額確定通知

現地確認において、交付決定の内容と相違なければ、交付額確定通知書を交付します。

請求書の提出

交付額確定通知書の交付後、請求書を提出してください。

期限：令和９年２月１０日（水）まで

助成金の交付

助成金を指定の口座に振り込みます。

※申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すものとします。

※ご不明点・ご相談につきましては、下記までご連絡下さい。

豊島区都市整備部道路整備課　道路整備グループ
〒171-8422　豊島区南池袋 2-45-1　本庁舎６F
TEL：03-3981-4878　E-mail:A0023309@city.toshima.lg.jp